



(号 外)
独立行政法人国立印刷局

目 次

(政 令)

- 地方自治法施行令の一部を改正する政令(四一〇)
- 道路交通法施行令の一部を改正する政令(四一一)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(四一二)
- 鉱業法第六条の二の鉱物を定める政令(四一三)
- 鉱業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(四一四)
- 家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令(四一五)
- 輸出入貿易管理令の一部を改正する政令(四一六)
- 厚生年金基金令の一部を改正する政令(四一七)
- 確定給付企業年金法施行令の一部を改正する政令(四一八)
- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行期日を定める政令(四一九)
- 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行令(四二〇)

- 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(四二一)
- 南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令(四二二)
- 株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(四二三)
- 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係政令の整備等に関する政令(四二四)
- 津波防災地域づくりに関する法律の施行期日を定める政令(四二五)
- 津波防災地域づくりに関する法律施行令(四二六)
- 津波防災地域づくりに関する法律及び津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(四二七)
- 水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令(四二八)

(府 令)

- 道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令(内閣府七〇)
- 家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令(同七二)
- 金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(同七三)

(府令・省令)

- 家庭用品品質表示法に基づく申出の手続等を定める命令の一部を改正する命令(内閣府・経済産業二)

- 不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令(内閣府・国土交通六)
 - 宅地建物取引業法施行規則の一部を改正する命令(同七)
 - 指定避難施設等の管理及び協定避難施設等の管理協定に関する命令(同八)
- (省 令)
- 地方自治法施行規則の一部を改正する省令(総務一六九)
 - 地方公営企業法施行規則の一部を改正する省令(同二七〇)
 - 在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令(総務・外務一)
 - 戸籍法施行規則の一部を改正する省令(法務四二)
 - 出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律の施行に伴う法務省関係省令の整備及び経過措置に関する省令(同四三)
 - 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法施行規則(同四四)
 - 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部を改正する省令(国土交通九八)
 - 津波防災地域づくりに関する法律施行規則(同九九)
 - 水防法施行規則の一部を改正する省令(同一〇〇)
 - 都市計画法施行規則の一部を改正する省令(同一一)
 - 駐車場法施行規則の一部を改正する省令(同一二)
 - 公営住宅法施行規則及び公営住宅等整備基準の一部を改正する省令(同一三)

- 地方拠点都市地域における都市計画法の特例等に関する省令の一部を改正する省令(同一〇四)
 - 流通業務市街地の整備に関する法律施行規則の一部を改正する省令(同一〇五)
 - 自衛隊法施行規則の一部を改正する省令(防衛一六)
- (告 示)
- 在留カード等に係る漢字氏名の表記等に関する告示(法務五八二)
 - 賃貸住宅管理業務処理準則の一部を改正する件(国土交通一三二七)
 - 気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁一六)

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。

(景観法施行令の一部改正)
第十三条 景観法施行令(平成十六年政令第三百九十八号)の一部を次のように改正する。
第六条中第十六号を第十七号とし、第六号から第十五号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。
六 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号) 第十条第一項の推進計

第二十二号第四号中(六)までの(七)までに規定する(七)に改める。
(公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正)
第十四条 公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令(平成十七年政令第四百四十六号)の一部を次のように改正する。
第四百三十号を第四百三十一号とし、第四百二十九号の次に次の一号を加える。
四百三十 津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号)

(防衛省組織令の一部改正)
第十五条 防衛省組織令(昭和二十九年政令第七十八号)の一部を次のように改正する。
第二十四号第三号中「若しくは第百十五条の二十三第一項」を、「第百十五条の二十三第一項若しくは第百十五条の二十四第一項」に改める。
(総務省組織令の一部改正)
第十六条 総務省組織令(平成十二年政令第二百四十六号)の一部を次のように改正する。
第四百四十四号第十七号及び第四百四十九号第十三号中「第七号第三項」を「第七号第四項」に改め

る。
(国土交通省組織令の一部改正)
第十七条 国土交通省組織令(平成十二年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。
第九十三号に次の二号を加える。
十一 津波防護施設の行政監督に関する事。
十二 津波災害警戒区域に関する事(技術に関するものを除く)。
第九十七号第三号中「こと」の下に「水政課及び」を加える。
(社会資本整備審議会令の一部改正)
第十八条 社会資本整備審議会令(平成十二年政令第二百九十九号)の一部を次のように改正する。
第六条第一項の表河川分科会の中「河川法」を「津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第二百二十三号) 第三号第三項(同条第二項第二号、第三号及び第五号に掲げる事項に係る部分)に限り、同条第五項において準用する場合を含む」及び第八号第五項(同条第六項において準用する場合を含む)、「河川法」に「及び」を「並びに」に改める。

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。
内閣総理大臣臨時代理
内閣総理大臣 藤村 修
総務大臣 川端 達夫
文部科学大臣 中川 正春
経済産業大臣 枝野 幸男
国土交通大臣 前田 武志
環境大臣 細野 豪志
防衛大臣 一川 保夫

水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令をここに公布する。
御名 御璽
平成二十三年十二月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

政令第四百二十八号
水防法第三十二条第一項第二号の水防活動を定める政令
内閣は、水防法(昭和二十四年法律第九十三号) 第三十二条第一項第二号の規定に基づき、この政令を制定する。
水防法第三十二条第一項第二号の政令で定める水防活動は、次に掲げるものとする。
一 氾濫により浸水した区域及びその周辺の状況のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた監視又は上空からの監視
二 氾濫による浸水の量のビデオカメラその他の撮影機器及び通信機器を用いた観測又は上空からの観測
三 前二号の監視又は観測の結果に基づき氾濫により浸水する区域及び時期又は氾濫による浸水の量の予測
四 人工衛星局の中継により行う無線通信による通信の確保
五 堤防その他の施設が決壊した場所において行う氾濫による被害の拡大を防止するための仮締切の作業その他国土交通省令で定める作業

この政令は、津波防災地域づくりに関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十三年法律第二百二十四号)の施行の日(平成二十三年十二月二十七日)から施行する。
附則
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

○内閣府令第七十号
道路交通法(昭和三十五年法律第五号) 第四十九条第一項、第百四条の四第七項、第百十四条の六及び第百十四条の七の規定に基づき、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令
道路交通法施行規則(昭和三十五年総理府令第六十号)の一部を次のように改正する。
第六条の四中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削る。
第六条の六中「次に掲げるとおり」を「パーキング・チケットにパーキング・チケットの発給を受けた時刻及び前条第一項各号に掲げる事項を自動的に印字し、直ちにこれを発給する機能」に改め、各号を削る。
第十七条第二項第八号、第十八条の二の二第三項、第二十一条第二項第三号、第二十九条第三項及び第三十条の九の次に次の五号を加える。
(運転経歴証明書の交付の手続)
第三十条の十 法第百四条の四第五項に規定する運転経歴証明書の交付の申請は、都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書交付申請書を提出して行うものとする。
2 前項の運転経歴証明書交付申請書には、都道府県公安委員会規則で定める場合を除き、申請用写真を添付しなければならない。
3 第一項の申請をしようとする者は、住民票の写しその他の住所、氏名及び生年月日を確認するに足りる書類を提示しなければならない。ただし、前条第一項の規定による免許の取消しの申請と日

を同じくして第一項の申請をしようとする場合にあつては、当該書類を提示することを要しない。

(運転経歴証明書の記載事項等)

第三十条の十一 運転経歴証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 運転経歴証明書の番号

二 運転経歴証明書の交付を受けた者が法第百四条の四第二項の規定により取り消された日において受けていた免許の年月日及び種類

三 運転経歴証明書の交付年月日

四 運転経歴証明書の交付を受けた者の住所、氏名及び生年月日

五 運転経歴証明書の交付を受けた者の法第百四条の四第二項の規定により取り消された日前五年度の自動車等の運転に関する経歴

2 運転経歴証明書の様式は、別記様式第十九の三の十のとおりとする。

3 運転経歴証明書には、当該運転経歴証明書を交付した公安委員会の名称及び公印の印影並びに当該運転経歴証明書の交付を受けた者の写真を表示するものとする。

4 運転経歴証明書に記載されている別表第二の二の上欄に掲げる略語は、それぞれ同表の下欄に掲げる意味を表すものとする。

(運転経歴証明書の記載事項の変更の届出)

第三十条の十二 運転経歴証明書の交付を受けた者は、前条第一項第四号に掲げる事項に変更を生じたときは、速やかに住所を管轄する公安委員会（公安委員会の管轄区域を異にして住所を変更したときは、変更した後の住所を管轄する公安委員会）に届け出て、運転経歴証明書に変更に係る事項の記載を受けなければならない。

2 前項の届出は、都道府県公安委員会規則で定める届出書を提出して行うものとする。

3 第一項の届出をしようとする者は、次の各号の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

一 住所を変更した者 住民票の写しその他の住所を確かめるに足りる書類

二 氏名を変更した者 住民票の写し(住民基本台帳法の適用を受けない者である場合にあつては、登録証明書等)

(運転経歴証明書の再交付の申請)

第三十条の十三 運転経歴証明書の交付を受けた者は、運転経歴証明書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者の住所を管轄する公安委員会に都道府県公安委員会規則で定める運転経歴証明書再交付申請書を提出して運転経歴証明書の再交付を申請することができる。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類及び写真を同項の運転経歴証明書再交付申請書に添付しなければならない。

一 当該申請に係る運転経歴証明書(当該運転経歴証明書を亡失し、又は滅失した場合にあつては、その事実を証するに足りる書類)

二 申請用写真

(運転経歴証明書の返納)

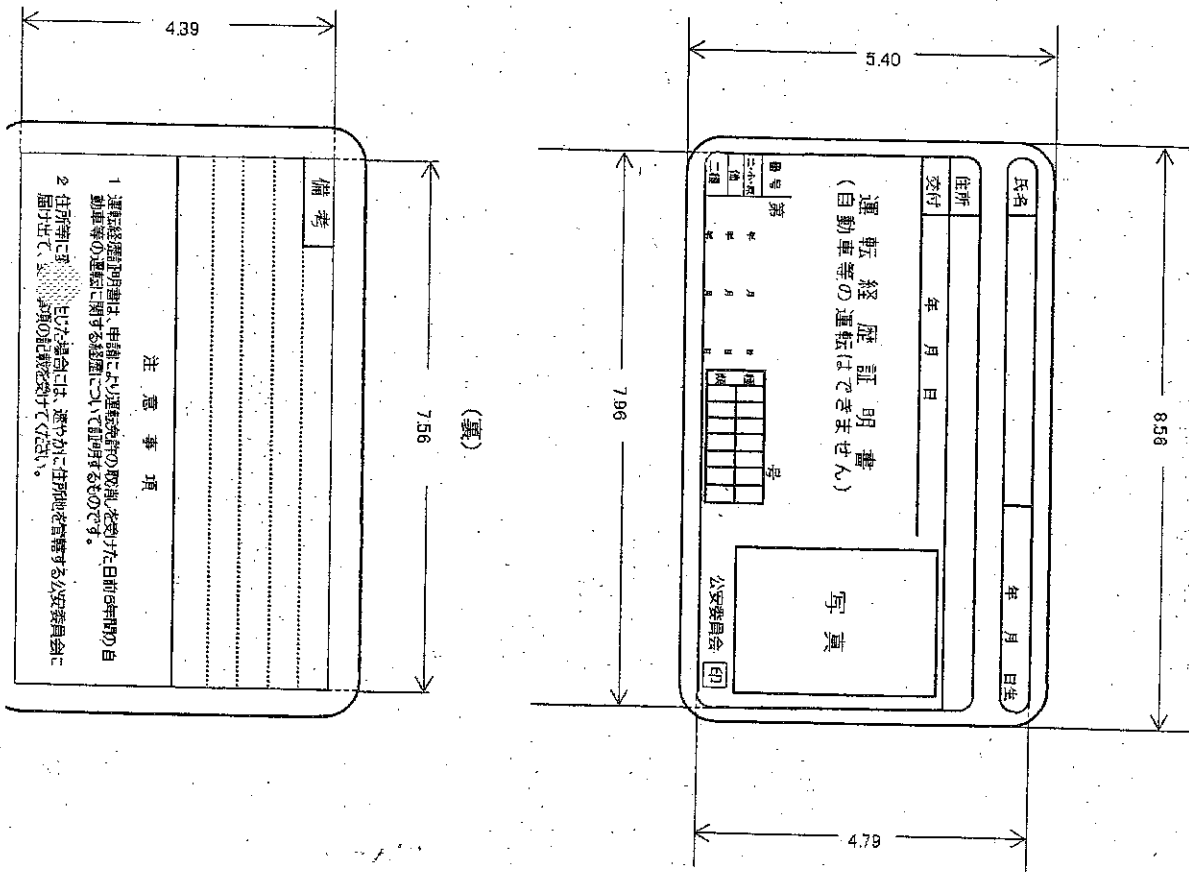
第三十条の十四 運転経歴証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、速やかに、運転経歴証明書(第二号の場合にあつては、発見し、又は回復した運転経歴証明書)をその者の住所を管轄する公安委員会に返納しなければならない。

一 免許を受けたとき。

二 運転経歴証明書の再交付を受けた後において亡失した運転経歴証明書を発見し、又は回復したとき。

国土交通省 国土交通省 国土交通省

別記様式第十九の三の十(第三十条の十一関係)



備考 1 表側は白色のプラスチック板を、裏側は薄茶色のプラスチック膜を用い、プラスチック板の裏面にプラスチック膜を貼り付けること。

2 種類には、運転経歴証明書の交付を受けた者が取消しを受けた免許の種類を表す略号を、上端左端から数えて、大型免許については1番目の項に、中型免許については2番目の項に、普通免許については3番目の項に、大型特殊免許については4番目の項に、大型二輪免許については5番目の項に、普通二輪免許については6番目の項に、小型特殊免許については7番目の項に、下端左端から数えて、原付免許については1番目の項に、牽引免許については2番目の項に、大型第二種免許については3番目の項に、中型第二種免許については4番目の項に、普通第二種免許については5番目の項に、大型特殊第二種免許については6番目の項に、牽引第二種免許については7番目の項に、それぞれ記載すること。

3 備考欄には、運転経歴証明書の記載事項の変更に係る事項その他必要な事項を記載すること。

4 図示の例は、セクシムールとする。

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第二の二(第三十条の十一関係)

略 語	意 味
大型	大型自動車免許
中型	中型自動車免許
普通	普通自動車免許
大特	大型特殊自動車免許
大自二	大型自動二輪車免許
普自二	普通自動二輪車免許
小特	小型特殊自動車免許
原付	原動機付自転車免許
けん引	けん引免許
大二	大型自動車第二種免許
中二	中型自動車第二種免許
普二	普通自動車第二種免許
大特二	大型特殊自動車第二種免許
けん引二	けん引第二種免許
二・小・原	大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許

附 則

(施行期日)

1 この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第六条の四及び第六条の六の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者に対するこの府令による改正後の道路交通法施行規則(以下「新府令」という)第三十条の十三の規定の適用については、同条第一項中「運転経歴証明書を喪失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、その者」とあるのは「その者」であることとする。ただし、法第四十条の四第二項の規定によりその者の免許が取り消された日から五年を経過している場合は、その記載事項が判読できる運転経歴証明書をその者が所持していることに限る」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用される新府令第三十条の十三第一項の規定による運転経歴証明書の再交付を受けた者については、この府令の施行後に新たに運転経歴証明書の交付を受けた者となし、新府令第三十条の十二から第三十条の十四までの規定を適用し、前項の規定は適用しない。

4 この府令の施行前に運転経歴証明書の交付を受けた者(前項に規定する再交付を受けた者を除く)については、新府令第三十条の十二及び第三十条の十四第一号に係る部分に限る。の規定は、適用しない。

○内閣府令第七十一号
家庭用品品質表示法施行令(昭和三十七年政令第三百九十号)第四条第五項及び第六項の規定に基づき、家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。
平成二十三年十二月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修

家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令

家庭用品品質表示法施行規則(昭和三十七年通商産業省令第百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「第四条第三項」を「第四条第五項」に改め、各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を通じて消費者庁長官に送付しなければならない。

第二条の前の見出し中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

第三条中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、各号列記以外の部分に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

第四条第一項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、「第四条第四項」を「第四条第六項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

第四条第二項中「都道府県知事」の下に「又は市長」を加え、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市長にあつては、当該市を包括する都道府県の知事を経由して消費者庁長官に提出しなければならない。

様式第一中「都道府県知事」の次に「又は市長」を加え、同様式記載要領1中「都道府県知事」を「国、他の都道府県又は市」に改める。

附 則

この府令は、平成二十四年四月一日から施行する。

○内閣府令第七十二号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)の施行に伴い、及び金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第三十七条の三第一項第七号の規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年十二月二十六日
内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 藤村 修